

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号エコ計画浦和ビル
氏 名 株式会社 エコ計画
代表取締役 井上 綱隆

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 平成30年 8月 2日

許可の有効年月日 令和 7年 5月 1日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

焼却：感染性産業廃棄物 以上1種類

コンクリート固型化：鉍さい（※）、ばいじん（※）、燃え殻（※）、汚泥（※） 以上4種類

【事業場②】

焼却：感染性産業廃棄物 以上1種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】

埼玉県比企郡嵐山町花見台12番 以上1筆（面積10,000.00㎡）に限る。

【事業場②】

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田250番5、262番1、262番7、字大谷352番5、352番6、352番7、字東高山331番6、331番7

以上8筆（面積22,673.72㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面別記2のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。
- (3) 事業場②において、施設から排出される大気、騒音及び悪臭の濃度（レベル）については、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定書に定められた数値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 8年 5月 2日	指令廃対第1349号	新規許可
平成28年11月22日	指令産廃第929-1号	変更許可(事業場②：焼却施設の追加)
平成30年 7月23日	—	変更届(保管施設の変更)
平成30年 8月 2日	指令北環第51-11号	更新許可(優良認定)
令和 2年 9月16日	—	変更届(住所)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。（表中の「○」は扱うことができるもの、「－」は扱うことができないものを示す。）

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		－	－	－	－	－	○	－	－
カドミウム又はその化合物		－	－	○	－	－	○	－	－
鉛又はその化合物		－	○	－	－	－	○	－	－
有機燐化合物		－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物		－	－	－	○	－	○	－	－
砒素又はその化合物		－	－	－	－	－	○	－	－
シアン化合物		－	－	－	－	－	○	－	－
ポリ塩化ビフェニル		－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン		－	－	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素		－	－	－	－	－	－	－	－
1, 2-ジクロロエタン		－	－	－	－	－	－	－	－
1, 1-ジクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
シス-1, 2-ジクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
1, 1, 1-トリクロロエタン		－	－	－	－	－	－	－	－
1, 1, 2-トリクロロエタン		－	－	－	－	－	－	－	－
1, 3-ジクロロプロペン		－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム		－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン		－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ		－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン		－	－	－	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物		－	－	－	－	－	－	－	－
1, 4-ジオキサン		－	－	－	－	－	－	－	－
ダイオキシン類		－	－	－	－	－	－	－	－

別記2

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	65.8 t/日 (24時間)	感染性産業廃棄物 以上1種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-24
コンクリート 固型化施設	20 t/日 (8時間)	鉍さい（鉛又はその化合物を含むものに限る。）、ばいじん（カドミウム又はその化合物を含むものに限る。）、燃え殻（六価クロム化合物を含むものに限る。）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る。）以上4種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-23

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	9.0 t/日 (24時間)	感染性産業廃棄物 以上1種類	平成16年4月30日 平成16年4月30日 4-30
焼却施設	9.0 t/日 (24時間)	感染性産業廃棄物 以上1種類	平成28年11月22日 平成27年2月17日 4-65

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

保管施設の種類及び能力

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
鉛（鉛又はその化合物を含むものに限る。）、ばいじん（カドミウム又はその化合物を含むものに限る。）、燃え殻（六価クロム化合物を含むものに限る。）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る。） 以上4種類	4.9㎡	1.5m（屋内） (4.0㎡ホッパ×1基)
感染性産業廃棄物 以上1種類	6.1㎡	2.2m（屋内） (13.1㎡保冷库×1基)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
感染性産業廃棄物 以上1種類	6.0㎡	1.9m（屋内） (11.3㎡保冷库×1基)
感染性産業廃棄物 以上1種類	22.0㎡	1.7m（屋内） (0.06㎡タンポール、0.04㎡タンポール、0.05㎡缶)

(以下余白)